

2 各住戸は堺ケーブルテレビ株式会社（以下「堺ケーブル」という。）が管理運営するCATV設備によりテレビ電波等を受信致します。これに関し、区分所有者は次の事項を予め承認するものとする。

①株式会社カイトーヒルズは予め「堺ケーブル」との間で「集合住宅加入契約」（以下「加入契約」という。）を交わします。後に管理組合は発足と同時に株式会社カイトーヒルズより「加入契約」を包括的に地位承継し当該契約内容を遵守するものとする。

②区分所有者は「加入契約」に基づき「堺ケーブル」が行うサービスのうちNHK総合／教育・毎日・朝日・関西・読売・大阪・京都・サンの各テレビジョンの再送信サービス放送及びNHK-FM（大阪）・FM大阪・FM802・KISS-FM・a-s t a t i o n のFM放送及びチャネル9の再送信サービスを受信料を無償で利用できます。但し、NHK受信料は別途各戸にて支払うものとする。

③区分所有者は②記載以外の再送信サービス希望する場合、別途「堺ケーブル」との間で利用契約を締結するものとし、加入者（区分所有者）は基本利用料（ホームタ－ミナル利用料を含む）として、月額3,000円（2台目以降はホームタ－ミナル1台あたり月額1,500円）が必要で（平成8年3月1日現在）。但し、NHK衛星カ－受信料は別途各戸にて支払うものとする。

④CATV設備の内、CATV線から建物外引込口接続点までの部分については「堺ケーブル」の所有となりその責任と負担により維持管理するものとし、保安器の出力端子から各戸テレビの壁面端子までの部分については区分所有者全員の共有となり管理組合の責任と負担において維持管理するものとし、又、「堺ケーブル」所有のCATV設備の一部が本物件共用部分及び敷地内に存すること並びにCATV設備の維持管理及び取付、改修工事等の為、「堺ケーブル」あるいは「堺ケーブル」の指示する業者が本物件内に無償で立ち入ることをあらかじめ了承するものとする。

2 近隣の迷惑となりますので、区分所有者は自己の所有あるいは使用する車輛（外来者の車輛を含む）を本件敷地の周辺道路に一切駐車しないことを厳守するものとします。

（規約外事項）

第68条 規約及び使用細則に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2 規約、使用細則又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

（規約原本）

第69条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を掲示しなければならない。

い。